

特集『温泉の適正な利用・適正な表示』

Reasonable Use of Hot Springs and their Indications

1. はじめに

「温泉科学」編集委員会 西村 進

昨年来、温泉や温泉場についてさまざまな報道がなされ、温泉関係者にさまざまな波紋が生じている。しかし、中には温泉利用から見て問題点があることは充分伺えるが、例えば「かけ流しが良く、循環が悪い」など内容の吟味がなく誤った報道もなされている。

研究者や温泉愛好家の間でも独りよがりの解釈が見受けられる。温泉の表示も情報を正しく利用者に公開することが重要で、温泉利用はその上で利用者が判断してなされるものとする。

温泉法は外湯（共同浴場）と内湯の問題に端を発して制定されたものである。これは温泉場の開発の歴史を知ることにより解決できるものである。その後の温泉開発特に掘削技術の発展に伴い、深部の地下水や岩盤裂隙内の被圧裂隙水の利用による新しい泉源開発が進み、温泉法も異なった事例に対処しなければならない。行政の機構改革により都道府県・特例市に移譲された部分が多く対応の仕方に考慮しなければならない。政府主管の委員会などでも議論がなされ、平成17年環境省令第2号が平成17年2月24日公布された。また、附則第2項の規定は公布の日から、それ以外の規定は同年5月24日から施行された。

日本温泉科学会でも第57回日本温泉科学会大会の時に話題となり、岡田晃会長から大山正雄氏をはじめ数人に日本温泉科学会としての考えをまとめたかどうかの提案があったので、大山正雄、甘露寺泰雄、西村 進が何回か意見の集約を試みた。平成16年12月10日には京都で編集委員会、広報・国際交流委員会合同委員会を開き、委員の意見を聞いた。ここでは「温泉を科学的にみてどのような問題点があるかを議論する必要がある」という意見はあったが、集約はできなかった。また、特定非営利活動法人シンクタンク京都自然史研究所では平成16年12月18日甘露寺泰雄氏を招き、講演会「温泉の適正な利用、適正な表示とは」を開いた。主に掘削業者、コンサルタント、温泉業者の方々が参加され、討論会も開かれたが、意見の集約は難しい状況であった。

そこで、今回はこの問題について「温泉科学」で特集を組むことにした。今までに集まった意見をここに収録し、これを叩き台として、多くの意見を集約したい。